

(案)

子発 ※ 第 ※ 号  
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

実施団体の代表者 殿

厚生労働省子ども家庭局長

平成 30 年度里親制度広報啓発事業（里親制度等に係る分）の実施について

標記事業の実施については、別紙「平成 30 年度里親制度広報啓発事業（里親制度等に係る分）実施要綱」により行うこととし、平成 30 年 ※ 月 ※ 日から適用することとしたので通知する。

## 別紙

### 平成 30 年度里親制度広報啓発事業（里親制度等に係る分）実施要綱

#### 第 1 事業の目的

この事業は、年間を通じて、また、毎年 10 月に実施される里親月間（里親を求める運動）においては特に集中的に、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親制度等」という。）に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、里親制度等に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

#### 第 2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※（以下「実施団体」という。）とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

#### 第 3 事業の内容

実施団体は、里親制度等について、広く国民への普及啓発を図るため、新たな広報戦略やメディア戦略に関する企画提案及び広報媒体の提供を行うこと。また、下記の 1、2 は、広報啓発の効果が最大限発揮されるよう、時期や実施範囲等を工夫しながら実施することとし、この他に効果的な広報活動等があれば提案及び実施すること。なお、見積りを積算する際は、下記の 1 及び 2 について計上すること。

##### 1. ポスター及びリーフレットの制作、配布、掲示による広報活動

里親制度等について、広く国民への広報啓発を図るため、ポスター及びリーフレットを制作し、効果的な配布、掲示を行うことにより、広報活動等を実施すること。

また、ポスター及びリーフレットのデザインデータについて、厚生労働省に提供すること。

##### 2. インターネット及び新聞広告等における広報活動

里親制度等について、広く国民への広報啓発を図るため、インターネット及び新聞広告等を活用した広報活動等を実施すること。

#### 第 4 事業の実施方法

##### 1. 事業実施計画の作成

実施団体は、第3に規定する事業を実施するに当たり、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（以下「家庭福祉課」という。）と協議のうえ、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

## 2. 広報媒体の作成

実施団体は、広報媒体を作成する際には、そのデザインの一部として厚生労働省シンボルマークを使用するとともに、家庭福祉課と随時協議のうえ作成すること。また、家庭福祉課より作成にあたり協議を求められた際には、必ず応ずること。

なお、本事業は営利を目的とするものではないことから、実施団体は、自らの宣伝、広告等を目的として、作成した広報媒体に自らの名称を表記してはならないものとする。

## 第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## 第6 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

## 第7 その他特記事項

### 1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

### 2. 著作権の取扱い

厚生労働省及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、里親制度の広報啓発のため、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。

### 3. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- (1) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。

- (2) 個人情報記載された資料を、事業実施以外の目的で複製又は複製してはならないこと。作業の必要上、複製又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。